・交付申請前に大野城市と事前協議を行ってください。
・工事請負契約する前に手続きをしてください。
・交付決定前に契約した場合、補助金が出ません。

ブロック塀等撤去費補助金　補助金交付手続きフロー

申　請　者	市
● 事前協議	● 現地調査等 必要に応じて
● 交付申請	● 現地調査等

添付書類
① 補助金交付申請書（様式第２号）
② 位置図
③ 工事の概要がわかる図面
（撤去長さ、高さ、撤去方法（全部・一部）、撤去範囲）
④ 撤去後の診断カルテの総合評点（70 点以上であるもの）※一部撤去のみ
⑤ 工事前の全景写真
⑥ 工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む）
⑦ 市税の滞納がないことを証明できるもの
⑧ 誓約書（参考様式第１号）
⑨ 所有者が２者以上又は管理者の場合は、承諾書
⑩ その他市長が必要と認めるもの

	● 交付決定 補助金交付決定通知書
● ブロック塀等撤去 工事請負契約	（一部撤去の場合） 必要に応じて ● 現地調査等
● 工事完了	
● 完了実績報告	● 現地調査等

添付書類
① 完了実績報告書（様式第 10 号）
② 工事請負契約書（金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む）
及び領収書の写し
③ 工事前後の全景写真及び施工中写真
④ 診断カルテの結果（70 点以上であるもの）※一部撤去のみ
⑤ その他市長が必要と認めるもの

	● 補助金額の確定
●補助金の請求	補助金額確定通知書
添付資料　①補助金交付請求書(様式第 12 号)	
	● 補助金の交付 口座振込